

議題 1

広島市教育委員会規則の一部改正等について

- | | | |
|---|---|----|
| 1 | 広島市教育委員会会議規則等の一部改正等について（議案第10号） | 3 |
| 2 | 広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則の制定について（議案第11号） | 27 |
| 3 | 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第12号） | 30 |
| 4 | 広島市教科用図書採択審議会規則の一部改正について（議案第13号） | 36 |
| 5 | 広島市国際青年会館条例施行規則の一部改正について（議案第14号） | 39 |
| 6 | 広島市立幼稚園園則の一部改正について（議案第15号） | 42 |
| 7 | 広島市こども図書館条例施行規則の一部改正について（議案第16号） | 47 |

広島市教育委員会会議規則等の一部改正等について

このことについて、下記のとおり一部改正等を行う。

記

1 改正等の理由

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (2) 博物館法の改正により、広島県教育委員会から博物館の登録事務等が移譲されることに伴い、博物館の登録等を教育委員会決裁事項として新たに定めようとするものである。

2 改正等の内容

(1) 広島市教育委員会会議規則

ア 「委員長」を「教育長」に改める。

イ 教育長は、2人以上の委員から会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、臨時会を招集しなければならないこととする。

ウ 委員長の職務の代理に関する規定を削除する。

エ 教育長は、作成した議事録を公表しなければならないこととする。ただし、会議を非公開とした事項については、その議事録を非公表とし、教育長が特に必要と認めるときに限り、公表することとする。

オ その他所要の改正を行う。

(2) 広島市教育委員会会議傍聴規則

ア 「委員長」を「教育長」に改める。

イ 傍聴券は、教育長が必要があると認めるときは、10人を超えて交付することができることとする。

ウ その他所要の改正を行う。

(3) 広島市教育委員会公告式規則

ア 「委員長」を「教育長」に改める。

イ その他所要の改正を行う。

(4) 広島市教育委員会公印規則

「教育委員会委員長印」及び「教育委員会委員長職務代行者印」を廃止する。

(5) 広島市教育委員会事務決裁規則

ア 教育長に委任された事務のうち重要なものを処理したときは、その管理及び執行の状況を適時に教育委員会に報告しなければならないこととする。

イ 教育委員会決裁事項に「博物館の登録及びその取消し並びに博物館に相当する施設の指定及びその取消しに関すること。」を加える。

ウ その他所要の改正を行う。

(6) 教育長の職務代行者に関する規則

教育委員会規則による職務代行者の定めを廃止する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年4月1日

(2) 経過措置

この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育長が改正法に規定するところにより在職する間は、2の(1)から(6)の全部又は一部について、改正後の規定を適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

平成 27 年 3 月 日

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する等の規則

(広島市教育委員会会議規則の一部改正)

第 1 条 広島市教育委員会会議規則（昭和 31 年広島市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

「委員長」を「教育長」に改める。

第 3 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

2 教育長は、毎月 1 回定例会を招集しなければならない。

3 教育長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時会を招集することができる。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 教育長は、2 人以上の委員から会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、臨時会を招集しなければならない。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条を削る。

第 7 条第 1 項ただし書中「出席委員」を「教育長及び出席委員」に改め、同項第 3 号中「教育長、」を削り、同条を第 5 条とする。

第 8 条の前の見出しを削り、同条を第 6 条とし、同条の前に見出しと

して「（議事日程）」を付する。

第9条中「又は」を「，又は」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条ただし書中「はかり」を「諮り」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条の前の見出しを削り、同条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第12条とし、同条の前に見出しとして「（採決）」を付する。

第15条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「さきだつて」を「先立つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第14条とする。

第17条第1項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加え、同条の前に見出しとして「（議事録）」を付する。

第16条 議事録には、教育長の指名した2名の委員が署名しなければならない。

第18条の前の見出し及び同条を削る。

第19条第1項中「会議録」を「議事録」に改め、同項第2号中「委員及び」を「教育長及び委員並びに」に改め、同条第2項中「会議録」を「議事録」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加え

る。

第18条 教育長は、第16条の議事録を公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項ただし書に規定する事項については、その議事録を非公表とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第20条第1項ただし書中「第7条ただし書」を「第5条第1項ただし書」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第20条とする。

(広島市教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第2条 広島市教育委員会会議傍聴規則(昭和63年広島市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第2条第1項中「者」の右に「(報道関係者を除く。)」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要があると認めるときは、当該人数を超えて交付することができる。

第2条第3項中「もの」を「者」に改める。

第4条第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第4号中「飲食」の右に「又は喫煙」を加える。

第6条の見出し中「写真の撮影及び」を削り、同条中「写真等を撮影し、又は録音」を「録音、録画、撮影」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第7条、第8条及び別記様式中「委員長」を「教育長」に改める。

(広島市教育委員会公告式規則の一部改正)

第3条 広島市教育委員会公告式規則(昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第2条に見出しとして「(規則の公布)」を付し、同条中「委員長」を「教育長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 規則の公布は、市役所前又は区役所若しくは区役所出張所の掲示場に掲示し、必要と認めるときは、広島市報に登載してこれを行う。

第3条を次のように改める。

(規程の公表)

第3条 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、年月日及び教育長名を記入して、教育長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規程の公表に準用する。

第4条を削る。

第5条に見出しとして「(施行期日の特例)」を付し、同条を第4条とする。

(広島市教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 広島市教育委員会公印規則(昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会印の項中「1」を「(1)」に改め、同表教育委員会委員長印の項及び教育委員会委員長職務代行者印の項を削り、同表教育

長印の項中「4」を「(2)」に改め、同表教育長職務代行者印の項中「5」を「(3)」に改め、同表広島市教育センター所長印の項中「6」を「(4)」に改め、同表広島市立幼稚園長印の項中「7」を「(5)」に、「8」を「(6)」に改め、同表広島市立幼稚園長職務代行者印の項中「9」を「(7)」に、「10」を「(8)」に改め、同表広島市立学校長印の項中「11～15」を「(9)～(13)」に改め、同表広島市立学校長職務代行者印の項中「16～20」を「(14)～(18)」に改め、同表市民局専用教育委員会印の項中「21」を「(19)」に改める。

別表第2中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。

(広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第5条 広島市教育委員会事務決裁規則(昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「教育長、」を削り、同条に次の1号を加える。

(14) 博物館の登録及びその取消し並びに博物館に相当する施設の指定及びその取消しに関すること。

第2条中「地方自治法」の右に「(昭和22年法律第67号)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、前項各号に規定する事務のうち重要なものを処理したときは、その管理及び執行の状況を適時に委員会に報告しなければならない。

第6条ただし書中「速やかに」の右に「管理及び執行の状況を」を加える。

(教育長の職務代行者に関する規則の廃止)

第6条 教育長の職務代行者に関する規則（昭和47年広島市教育委員会規則第9号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、第1条の規定による改正後の広島市教育委員会会議規則本則の規定、第2条の規定による改正後の広島市教育委員会会議傍聴規則本則（第2条を除く。）及び別記様式の規定、第3条の規定による改正後の広島市教育委員会公告式規則本則の規定、第4条の規定による改正後の広島市教育委員会公印規則の規定並びに第5条の規定による改正後の広島市教育委員会事務決裁規則第1条第4号、第2条第2項及び第6条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の広島市教育委員会会議規則本則（第6条を除く。）の規定、第2条の規定による改正前の広島市教育委員会会議傍聴規則本則（第2条を除く。）及び別記様式の規定、第3条の規定による改正前の広島市教育委員会公告式規則本則の規定、第4条の規定による改正前の広島市教育委員会公印規則の規定並びに第5条の規定による改正前の広島市教育委員会事務決裁規則第1条第4号及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

- 3 前項に規定する間は、第2条の規定による改正後の広島市教育委員会
会議傍聴規則第2条第2項中「教育長」とあるのは「委員長」とする。
- 4 附則第2項に規定する間は、第6条の規定による廃止前の教育長の職
務代行者に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

現 行	改 正
<p>（招集）</p> <p>第1条 <u>委員長</u>は、広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）を招集する場合は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、あらかじめ委員に通知しなければならない。</p> <p>2 会議の招集を行つた場合には、<u>委員長</u>は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を告示するものとする。ただし、会議の招集が急施を要するため告示するいとまがない場合は、この限りでない。</p> <p>（参集）</p> <p>第2条 委員は、会議開催の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、欠席、遅参又は早退しようとするときは、その旨を<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>（定例会及び臨時会）</p> <p>第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 <u>定例会は、毎月1回これを開催する。</u></p> <p>3 <u>臨時会は、必要がある場合において、開催する。</u></p> <p>（職務の代理）</p> <p>第4条 <u>委員長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第4項の規定による委員長の職務を行う委員がともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、委員のうち最年長者が臨時に委員長の職務を行う。</u></p> <p>（開会及び閉会）</p> <p>第5条 会議の開会及び閉会は、<u>委員長</u>が行う。</p>	<p>（招集）</p> <p>第1条 <u>教育長</u>は、広島市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）を招集する場合は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、あらかじめ委員に通知しなければならない。</p> <p>2 会議の招集を行つた場合には、<u>教育長</u>は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を告示するものとする。ただし、会議の招集が急施を要するため告示するいとまがない場合は、この限りでない。</p> <p>（参集）</p> <p>第2条 委員は、会議開催の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参集しなければならない。</p> <p>2 委員は、欠席、遅参又は早退しようとするときは、その旨を<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>（定例会及び臨時会）</p> <p>第3条 会議は、定例会及び臨時会とする。</p> <p>2 <u>教育長は、毎月1回定例会を招集しなければならない。</u></p> <p>3 <u>教育長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時会を招集することができる。</u></p> <p>4 <u>教育長は、2人以上の委員から会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、臨時会を招集しなければならない。</u></p> <p>（削る。）</p> <p>（開会及び閉会）</p> <p>第4条 会議の開会及び閉会は、<u>教育長</u>が行う。</p>

(会議時間)

第6条 会議の時間は、午後1時から午後5時までとする。ただし、委員長は必要に応じこれを伸縮することができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。

- (1) 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び校舎その他の建物の建築の計画に関すること。
- (3) 教育長、理事、教育次長、部長、参事、課長、担当課長、校長、園長及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。
- (4) 事務局及び教育機関の職員の分限及び懲戒に関すること。
- (5) 附属機関の委員の委嘱及び任命に関すること。
- (6) 教育事務に関し、市長が作成する議会の議案に対しての意見の申出に関すること。
- (7) 訴訟及び不服申立て等に関すること。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより教育行政の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる事項

2 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(議事日程)

第8条 委員長は、開会前において会議に付する事項の順序及び会議の日時を定めた議事日程を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第9条 委員長が必要と認めるとき 又は委員から動議があつたときは、委員長は会議にはかつ

(削る。)

(会議の公開)

第5条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項について、教育長又は委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とする。

- (1) (2) (現行に同じ。)

(3) (削る。) 理事、教育次長、部長、参事、課長、担当課長、校長、園長及びその他の課長相当職以上の職位の任免に関すること。

- (4) ~ (8) (現行に同じ。)

2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(議事日程)

第6条 教育長は、開会前において会議に付する事項の順序及び会議の日時を定めた議事日程を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第7条 教育長が必要と認めるとき、又は委員から動議があつたときは、教育長は会議に諮つて

て議事日程を変更し、又は追加することができる。

(動議)

第10条 委員は、動議を提出することができる。

- 2 動議は、賛成者がなければ議題とならない。
- 3 議題となつた動議は、会議の承認がなければ、これを撤回し、又は変更することができない。

(一括議題)

第11条 委員長が審議上必要と認めるときは、二つ以上の事項を一括して議題とすることができる。

(議事)

第12条 会議の議事は、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によつて行ふ。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議にはかり、報告、説明、質疑若しくは討論を省略し、又はその順序を変更することができる。

(発言)

第13条 発言しようとする者は、委員長の許可を得て発言しなければならない。

- 2 一の議題が終らないうちに、他の議題について発言することはできない。

(採決)

第14条 委員長は、質疑及び討論が終結したと認めるときは、会議にはかつて採決を行わなければならない。

第15条 委員長は、議題に対する各委員の異議の有無を求めて採決する。

- 2 委員長において、その必要があると認めるときは、会議にはかつて記名又は無記名の投票によつて採決することができる。
- 3 採決の結果は、委員長が宣告する。

第16条 修正の動議は、原案にさきだつて可否を決する。

- 2 修正の動議が数個あるときは、原案に最も遠いものから順次採決する。
- 3 すべての修正の動議が否決せられたときは、

議事日程を変更し、又は追加することができる。

(動議)

第8条 教育長及び委員は、動議を提出することができる。

- 2 (現行に同じ。)
- 3 (現行に同じ。)

(一括議題)

第9条 教育長が審議上必要と認めるときは、二つ以上の事項を一括して議題とすることができる。

(議事)

第10条 会議の議事は、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によつて行ふ。ただし、教育長が必要と認めるときは、会議に諮り、報告、説明、質疑若しくは討論を省略し、又はその順序を変更することができる。

(発言)

第11条 発言しようとする者は、教育長の許可を得て発言しなければならない。

- 2 (現行に同じ。)

(採決)

第12条 教育長は、質疑及び討論が終結したと認めるときは、会議に諮つて採決を行わなければならない。

第13条 教育長は、議題に対する各委員の異議の有無を求めて採決する。

- 2 教育長において、その必要があると認めるときは、会議に諮つて記名又は無記名の投票によつて採決することができる。
- 3 採決の結果は、教育長が宣告する。

第14条 修正の動議は、原案に先立つて可否を決する。

- 2 (現行に同じ。)
- 3 全ての修正の動議が否決せられたときは、

<p>原案について採決する。</p> <p><u>第17条</u> 採決のとき会議場にある _____ 委員は、採決の数に加わらなければならない。</p> <p>2 採決のとき会議場にいない委員は、採決に加わることはできない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(会議録)</p> <p><u>第18条</u> 委員長は、事務局職員を指名して、会議録を調製させなければならない。</p> <p>2 会議録には、委員長の指名した2名の委員及びこれを調製した職員が署名しなければならない。</p> <p><u>第19条</u> 会議録には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) _____ 委員及びその他の出席者の氏名</p> <p>(3) 議事日程及び諸般の報告</p> <p>(4) 議題及び議事の概要</p> <p>(5) 発言者の氏名及びその発言要旨</p> <p>(6) 議決事項</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>2 会議録には、<u>委員長</u>が取消しを命じた発言は記載しない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(傍聴)</p> <p><u>第20条</u> 会議は傍聴することができる。ただし、<u>第7条ただし書</u> _____ に規定する事項の審議については、この限りでない。</p> <p>2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(雑則)</p>	<p>原案について採決する。</p> <p><u>第15条</u> 採決のとき会議場にある<u>教育長及び委員</u>は、採決の数に加わらなければならない。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 議事録には、<u>教育長の指名した2名の委員</u>が署名しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>(削る。)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>第17条</u> 議事録には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) <u>教育長及び委員並びに</u>その他の出席者の氏名</p> <p>(3) ~ (7) (現行に同じ。)</p> <p>2 議事録には、<u>教育長</u>が取消しを命じた発言は記載しない。</p> <p><u>第18条</u> <u>教育長</u>は、<u>第16条の議事録</u>を公表しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第5条第1項ただし書</u>に規定する事項については、その議事録を非公表とする。ただし、<u>教育長</u>が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(傍聴)</p> <p><u>第19条</u> 会議は傍聴することができる。ただし、<u>第5条第1項ただし書</u>に規定する事項の審議については、この限りでない。</p> <p>2 (現行に同じ。)</p> <p>(雑則)</p>
--	--

第21条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要なことは、委員長が会議にかつて定める。

第20条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要なことは、教育長が会議に諮つて定める。

現 行	改 正
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）<u>第20条第2項</u>の規定に基づき、広島市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者_____は、別記様式に定める傍聴申請書を提出し、所定の傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴券は、申請順に10人に限り交付する。_____</p> <p>3 報道関係者で会議を傍聴しようとするものは、所定の手続を行い、所定の傍聴証の交付を受けなければならない。</p> <p>（傍聴人の入場）</p> <p>第3条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。</p> <p>（傍聴の禁止）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(2) 凶器その他危険な物を携帯している者</p> <p>(3) 前2号のほか、<u>委員長</u>において傍聴を不 適当と認める者</p> <p>（傍聴人の遵守事項）</p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) みだりに傍聴席を離れないこと。</p> <p>(2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。</p> <p>(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。</p> <p>(4) 飲食_____をしないこと。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、広島市教育委員会会議規則（昭和31年広島市教育委員会規則第2号）<u>第19条第2項</u>の規定に基づき、広島市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（傍聴の手続）</p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者（<u>報道関係者を除く。</u>）は、別記様式に定める傍聴申請書を提出し、所定の傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴券は、申請順に10人に限り交付する。<u>ただし、教育長が必要があると認めるときは、当該人数を超えて交付することができる。</u></p> <p>3 報道関係者で会議を傍聴しようとする者_____は、所定の手続を行い、所定の傍聴証の交付を受けなければならない。</p> <p>（傍聴人の入場）</p> <p>第3条 （現行に同じ。）</p> <p>（傍聴の禁止）</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) (2) （現行に同じ）</p> <p>(3) 前2号のほか、<u>教育長</u>において傍聴を不 適当と認める者</p> <p>（傍聴人の遵守事項）</p> <p>第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) （現行に同じ。）</p> <p>(4) 飲食<u>又は喫煙</u>をしないこと。</p>

(5) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真の撮影及び録音等の制限)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの規則に違反し、会議の運営を妨げたときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

別記様式 (第2条関係)

傍 聴 申 請 書

年 月 日開催の広島市教育委員会の会議を傍聴したいので、申請します。

年 月 日

広島市教育委員会委員長 殿

住 所

氏 名

連絡
先及
びそ
の電
話番
号

(5) (現行に同じ。)

(録音等の制限)

第6条 傍聴人は、傍聴席において、録音、録画、撮影等しようとするときは、あらかじめ教育長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人がこの規則に違反し、会議の運営を妨げたときは、教育長は、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に退場を命ずることができる。

(委任規定)

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、教育長が定める。

別記様式 (第2条関係)

傍 聴 申 請 書

年 月 日開催の広島市教育委員会の会議を傍聴したいので、申請します。

年 月 日

広島市教育委員会教育長 殿

住 所

氏 名

連絡
先及
びそ
の電
話番
号

現 行	改 正
<p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第14条第2項の規定に基づく</u>公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p>第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に<u>委員長</u>が署名しなければならない。</p> <p>第3条 規則の公布は、<u>広島市教育委員会の掲示場に掲示し、なお必要のある場合には広島市報に登載してこれを行う。</u></p> <p>第4条 <u>第2条及び第3条の規定は、教育委員会の定める規程その他で公表を必要とするものに準用する。</u></p> <p>第5条 規則及び規程は、施行期日について別段の定めのないものは、公布の日から起算し3日を経て施行する。</p>	<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）<u>第15条第2項の規定に基づく</u>公告式は、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（規則の公布）</u></p> <p>第2条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に<u>教育長</u>が署名しなければならない。</p> <p>2 <u>規則の公布は、市役所前又は区役所若しくは区役所出張所の掲示場に掲示し、必要と認めるときは、広島市報に登載してこれを行う。</u></p> <p><u>（規程の公表）</u></p> <p>第3条 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、年月日及び<u>教育長名</u>を記入して、<u>教育長印</u>を押さなければならない。</p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、前項の規程の公表に準用する。</u></p> <p><u>（削る。）</u></p> <p><u>（施行期日の特例）</u></p> <p>第4条 規則及び規程は、施行期日について別段の定めのないものは、公布の日から起算し3日を経て施行する。</p>